発行：特別区長会

ふるさと納税

返礼品だけではない!?

その裏側も知っていますか？

「ふるさと納税」とは…？

生まれ育った故郷や応援したい地域を選び寄附することで、全国を元気にするために作られた制度です。
この制度を利用すると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、国税の「所得税」や地方税の「住民税」から控除されます。また、ほとんどの自治体が、寄附に対する返礼品を用意しています。

しかし、その裏側ではふるさと納税によって、本来、住民のために使われるはずの財源（住民税）が、23区から毎年流出していることを知っていますか？

流出額は約1,155億円に達します！

ふるさと納税による流出額は年々拡大しており、令和8年度の流出額は23区全体で約1,155億円にのぼります。

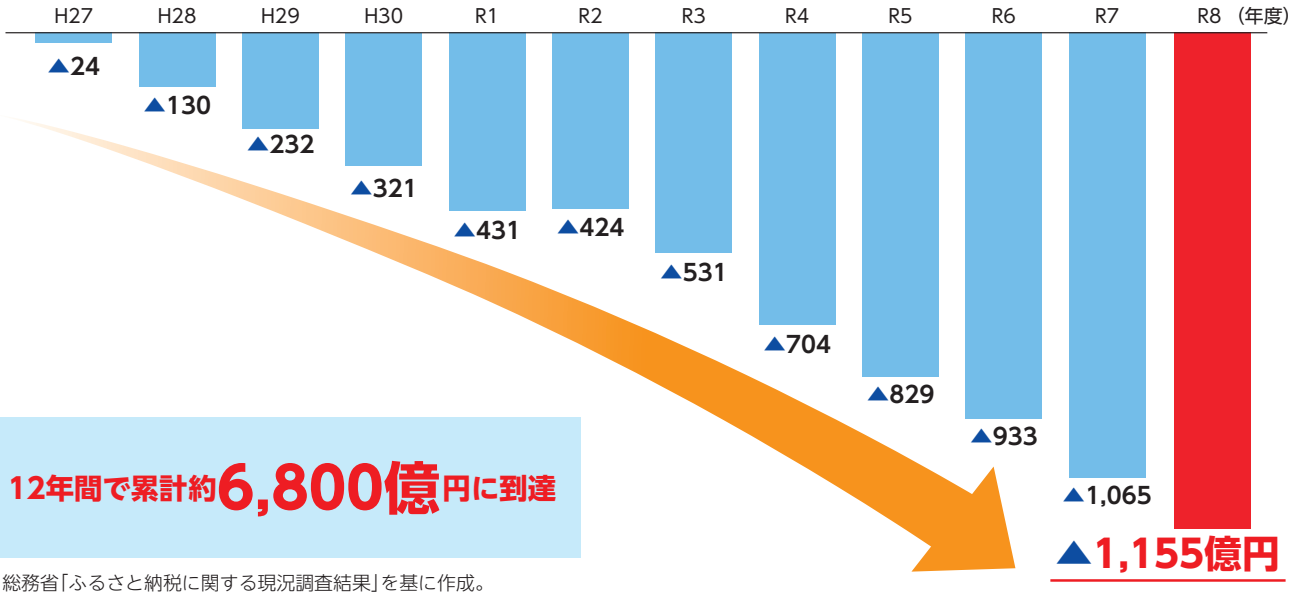

12年間で累計約6,800億円に到達

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

流出額約1,155億円とは…？

下記は一例です。
その他の事例はこちら

人口約20万人の区が1年間に使用する額



23区の人口（約995万人）一人当たり約1万円



ごみの収集・運搬にかかる費用23区全体約1年分

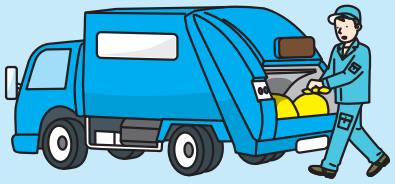

※人口は「東京都の人口（推計）」、1年間に使用する額及びごみの収集・運搬にかかる費用は「令和6年度特別区決算状況」を基に作成。

ふるさと納税制度の『落とし穴』



恩恵を受けているのはごく一部の自治体のみ

全国1,741自治体のうち、寄附受入額が上位10%の自治体で、
全国寄附受入総額の約60%を占めており、
特産品の有無などにより、自治体間で受ける恩恵に
大きな格差が生じています。

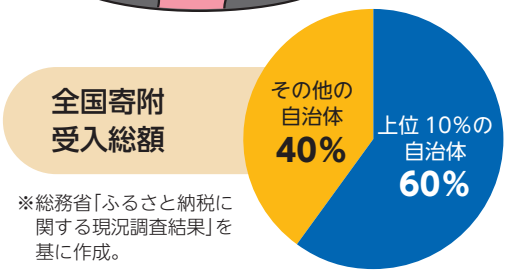

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

過熱する返礼品競争で失われる本来の趣旨

現在のふるさと納税制度は、返礼品ありきの制度となっており、返礼品競争が過熱してしまっています。
「地域を応援する」という、本来の趣旨が失われてしまっています。

自治体が使える寄附金は一定割合に過ぎない

寄附金のうち自治体が使える割合は段階的に増えているものの、
寄附金の約40%は、返礼品や広告費（サイト利用料）等の
寄附を集めるための経費として使われてしまっており、
寄附金の全額を住民サービスの向上に活用することはできません。

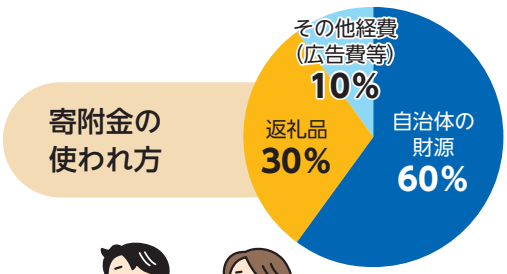



このままでは住民サービスが危ない！

ふるさと納税制度は、表向きは個人にとって魅力的な制度かもしれませんが、
その裏側では、「地域を応援する」という本来の趣旨が失われ、返礼品ありきの制度になっています。
その結果、皆さんが暮らす自治体が本来得られるはずだった財源が減少するため、
日々利用している住民サービスの低下につながってしまいます。

いま一度、ふるさと納税について考えてみませんか?





23区の取組

特別区長会要望活動

制度の廃止を含めた抜本的な見直しについて、
毎年総務省宛てに要望書を提出しています。
また今後、問題意識を同じくする地方自治体と
連携し、更に取り組んでいきます。

特別区の主張

ふるさと納税制度を含めた
「不合理な税制改正に対する特別区の主張」を
毎年作成しています。

発行日：令和８年８月6日
発　行：特別区長会
編　集：特別区長会事務局調査第２課
〒102-0072　千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階
☎ 03-5210-9758・9760

特別区長会 とは

東京23区長で構成する任意団体(会長　吉住 健一(新宿区長))。
特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っています。